

近時の刑事裁判実務

— 裁判員裁判制度スタートから7年経過して —

平成21年5月21日に裁判員裁判制度がスタートして7年が経過しました。それに伴い、刑事裁判実務も、大きく変化しています。

今回、東京地方裁判所刑事部の部総括判事と刑事弁護の第一線で活躍する弁護士に参加いただき、近時の刑事裁判についての座談会を開催しました。各テーマは、初めて裁判員裁判を担当した会員の疑問点や気づいた点がもとになっています。

本特集は、裁判員裁判を担当した場合に、進行、留意点、心構え等につき具体的にイメージし参考にできるようなものとなっており、また、近時の刑事裁判の動向についても把握できるものとなっています。是非ご一読下さい。

(難波 知子, 伊藤 敬史)



裁判官
×
弁護士
×
座談会

日 時：2016年3月25日(金)

場 所：弁護士会館6階来賓室

出席者：齊藤 啓昭 裁判官(東京地方裁判所刑事第3部 部総括・42期)

神山 啓史 弁護士(第二東京弁護士会・35期)

山本 衛 弁護士(東京弁護士会・64期)

A(匿名) 弁護士(東京弁護士会・60期前半)

司 会：前田 領 弁護士(東京弁護士会 理事者付嘱託(刑事弁護センター兼務)・60期)

1 自己紹介

前田：平成21年に裁判員制度が始まって以降、刑事裁判が大きく変化したのではないかということで、今回、座談会を開くことになりました。

裁判員裁判を初めて経験した弁護士や、多数経験している弁護士に加え、裁判官もお招きしておりますので、みなさまより、様々なご意見を伺えればと思います。まず、司会は、私、東京弁護士会嘱託の前田が務めさせていただきます。では、おひとりずつ自己紹介をお願い致します。

山本：東京弁護士会所属の山本です。64期です。普段から、結構、刑事事件をやっています、裁判員裁判は、13件やっています。今やっているのを含めると15件を超えるくらいの裁判員裁判を経験しています。新人の中では裁判員裁判をたくさんやっている方だと思いますので、そういった立場から今日は、お話しできればと思っています。

神山：第二東京弁護士会の神山です。35期です。裁判員裁判の関係では、実施前の裁判所、検察庁、弁護士会が協力してやる模擬裁判の時代から関わってきましたし、裁判官、検察官、弁護人が共に研究する研究会にもたくさん参加させてもらいました。裁判員裁判は、実際には3件しかやっていますが、今、そのような経験を踏まえて司法研修所で刑事弁護の教官をしています。

齊藤：東京地方裁判所刑事第3部で部総括をしております齊藤と申します。42期です。私は、平成22年の4月から東京地裁、あと千葉地裁でも裁判員裁判をやっております、裁判長としてこれまで80件ぐらい、裁判員裁判の担当をしております。

A：Aです。60期代前半です。先日、国選の窃盗（万引き）事件を担当していたところ、起訴された後に被告人が強盗致傷事件で逮捕、勾留、追起訴され裁判員裁判対象事件になりまして、初めて裁判員裁

判事件を担当することになりました。その際、初めて経験したことや疑問に思ったことがたくさんありましたので、いろいろお伺いしたいと思い今回参加させていただきました。

2 近時の変化

最近の刑事裁判

前田：神山さん、まず、最近の刑事裁判で変わったと感じるところは、どういうところでしょうか。

神山：大きく三つあると思います。一つめは、捜査の段階で、取調べの可視化、つまり、取調べの録音・録画がかなり導入されたという点、二つめは、公判が始まる前の手続の段階で、公判前整理手続をやれば当然ですが、やらなくても、任意の証拠開示がかなり広がった点ではないかと思います。

三つめは、公判において、いわゆる人証中心の裁判、とりわけ被告人質問を先行して乙号証を使わない裁判が広がりつつある点は、僕が30年前に弁護士になったときには考えられないような変化のように思います。

被告人質問先行

前田：今お話に出てきた被告人質問先行についてお伺いします。被告人質問先行というのは、被告人の供述調書の任意性に争いが無い場合でも採否を留保して公判で被告人質問を先行させて、被告人質問で必要な供述がなされたときには、供述調書については検察官が請求を撤回あるいは裁判所が却下するという運用ですね。

A：被告人質問先行は、今、裁判員裁判以外の裁判（以下「裁判官裁判」と表記）でも一般的になりつつあるのでしょうか。

齊藤：裁判員裁判では、当初からやっていますが、東京地裁では、裁判官裁判の自白事件でも平成25年頃から各部で取り組んでいます。

これまでは、どちらかといえば裁判所から検察官と弁護人に働き掛けて実施していましたが、昨年の途中からは、むしろ当事者、特に弁護人から申し出をしていただいて、具体的には、例えば犯情や経緯に争いがあるとか、捜査段階の調書について任意性は争わないけど不満があるとか、否認していたが公判で自白になったとか、そういう事件を中心に実施している部が多いと思います。

前田：自白調書の信用性について争いなくても、被告人質問を先行することもあるのですか。

齊藤：そうですね。乙号証の意見は、「不同意、ただし任意性は争わない」と言われる方もいますし、「直接主義の観点から不同意」とおっしゃる方もいますし、「同意するけれども、被告人質問を先行するので不必要」とおっしゃる方もいます。それは、様々ですね。

前田：神山さんは、この点について、どのようにお考えですか。

神山：そもそも被告人が目の前にいて、その被告人の話聞くのに捜査官が作った調書が採用されるということについては、ずっと違和感を持っていました。被告人が現にいるわけですから、被告人の供述を聞くのであれば直接聞いてほしいです。直接聞けば、調書は、不必要になるだろうということで、この扱いを裁判員裁判でも広げていきたいと思っていますし、そうあるべきだと思っています。

A：検察官に立証責任があるにもかかわらず、争いのない犯行態様も被告人質問先行にする理由は、直接主義の観点からということでしょうか。

神山：検察官に立証責任があるとはいえ、被告人が法廷で語れば、それで足りるわけですから、被告人に語らせるべきです。それに対して検察官が、必要が



東京地裁刑事第3部
齊藤 啓昭 裁判官

あれば更に反対質問をすれば足りるということで、要は、被告人の言い分は、弁護人の責任で法廷に出すというのが、あるべき姿だろうと思います。

前田：実際の裁判で、山本さんはどうされていますか。

山本：積極的に活用しています。やはり直接聞いてもらった方が分かりやすい、あるいは適切に伝えることができる、あるいは、こちらの求める結論を効果的に伝えることができるというように考えたときには、積極的に被告人質問先行を求めるようにしています。

前田：神山さん、常に被告人質問先行の方がよろしいのですか。

神山：そこは難しいところですね。弁護人が考えるべきは、最終的には被告人の利益ですから、調書を採用して朗読してもらった方が被告人のためになると思えば、そういう取り扱いもあると思います。ただ、調書は、やはり捜査官が作った文章ですから、それよりは、本人の口から直接語ることに意味があると思います。特に自白事件で罪を犯したという場合、自分がどんな罪を犯したのかについて被告人がとつとつ語り、自分がどれだけのことをしたのかということを実感しているということが伝わることによって、より反省をしているという心情が伝わることもあります。調書の方が被告人の利益になる場合というのは極めて例外的な場合でしょう。

前田：齊藤さん、裁判官の立場から乙号証を採用する場合と被告人質問が先行して行われる場合とで印象が異なるところはありますか。

齊藤：一番感じるのは、弁護人から先に不利な部分も含めて、犯行態様も含めて聞くことで被告人の側のケース・ストーリーというのが一貫して語られるところは、とても印象が深いと思います。

検察官が犯情を先に質問すると、大抵の場合は、少しでも変遷があると、捜査段階の供述に引き戻すような質問とか、どうして変遷したのか、取調べで言いたいことが言えなかったのかと、どうしても捜査

段階の供述に関する質問が続くことになります。弁護人が自分の質問で被告人のストーリーをきちんと語らせることによって、審理の中心が被告人の言い分に集中していくという意味が大きいと思います。

証拠開示

前田：次に、証拠開示についてもお伺いしたいのですが、山本さん、裁判官裁判でも証拠開示請求はやりますか。

山本：はい、ほとんどの事件でやるようにしています。少なくとも任意の開示の請求あるいは公判前整理手続に付することの職権発動の申し立てを利用して証拠開示をできるだけ受けられるようにしています。

比較的、任意の証拠開示に応じてくれるという印象はあり、特に類型に該当するようなものは出してくれる検察官が多いという感じはします。

ただ、個別の事件で、検察官によるのか事件によるのか分からないのですが、任意だと少しもめたりした経験もあります。

前田：裁判官も、任意開示がなされているという印象をお持ちですか。

齊藤：そうですね。検察官が、非常に柔軟に任意開示を先行してやっているといます。私自身は、ここ数年、証拠開示について裁定の決定をした経験がありません。かなりの事件は任意の開示で十分な証拠が開示されていると言えるのではないのでしょうか。

今、山本さんが言われたことの関係で言うと、検察官としても俗に言う証拠あさりのようなことは、かなり警戒しています。やはり、弁護人からどこを問題にしたいのか、何を争点にしたいのかということはある程度言ってもらえると、そこについての証拠はこういうふうに出しましょうとなります。公判前整理で積み重ねてきた運用というのが、それ以外の事件でもかなり活用されていると思っています。

判決書の変化

前田：齊藤さん、裁判官裁判でも判決書は変わりましたか。

齊藤：私自身は、かなり変わったなと思っています。一番変わったのは、やはり整理した争点について本当にポイントとなる証拠を調べているので、判決書でも決め手になった理由を簡潔に書くことを心掛けています。当事者の方からは、結論の分岐点が示されて分かりやすくなったと言っていたこともありますし、あまり言いたくないですけど「控訴理由が書きやすくなった」とおっしゃる方もいます。どこで勝負がついたのかがはっきり分かるということだと思います。裁判所の中でも、まだ裁判員裁判が中心ですが、判決書の検討というのを繰り返し行って、あるべき判決書の姿は、ある程度共有されてきたかなと考えています。

3 裁判員裁判

裁判員裁判導入後の変化

前田：裁判官裁判が変わった理由として、やはり裁判員裁判が導入されたということが大きいのではないかなと思っています。裁判員裁判と裁判官裁判の違いですが、神山さん、一番大きな違いは何ですか。

神山：一番大きな違いは、判断者に市民が入るということで、法廷で見て聞いたもので心証を取ることですね。後で、膨大な書面を読んだりはしません。法廷で心証を取らせるような裁判を当事者もしなければ、結局は裁判員を説得することはできないことが一番大きな違いだろうと思いますね。

前田：裁判員裁判をやるにあたって、弁護人に専門的な知識とか技術は必要なのでしょうか。

山本：必要です。

前田：知識や技術向上のために弁護士会ではどのようなことをしていますか。

山本：近時の刑事裁判は、法廷での活動によって結論が左右されるという裁判になったと理解しています。

そのために法廷でどういうふうに自分たちの主張を伝えるのが効果的なのかというところを訓練するための実践的な研修を弁護士会ではやっています。

具体的には、模擬の記録を題材にして、冒頭陳述から尋問から弁論から全て実際に受講生がやってみて、講師がそれに対して批評、コメントをします。これは、2日掛かりでやっていて、実際に口頭で説得するということを学ぶことのできる研修を工夫してやっているところです。

神山：裁判員裁判では、集中審理ですから、始まってしまうと一気に終わりまで行きます。裁判が始まる前に求める結論等を導く理由、いわゆるケース・セオリーと言われるものをちゃんと持っていなければならないという意識は弁護士会にはかなり広まったと思います。

弁護士会の名簿

前田：弁護士会では、裁判員裁判を担当するための名簿を作っているのですか。

山本：はい。会によりますけれども、少なくとも東京弁護士会では、国選事件では、先ほど私が申し上げたような研修や事前のケース・セオリーの重要性、準備の重要性をきちんと学んでもらえるような公判前整理手続に関するような研修等、一定の研修を受けることを要件にして、裁判員裁判を受任できる名簿を作ることになっています。

前田：当番配点や国選受任段階では、裁判員対象事件の場合には、裁判員裁判名簿に登載されている会員が担当することになっているのですが、今回のA弁護士のように再逮捕、勾留状と異なる罪での起訴、

起訴後の訴因変更等によって、裁判員名簿に登載されていない人が裁判員裁判を担当することが結構多いという報告があります。こういう場合には、弁護士会ではどのような対応をしているのですか。

山本：まずは、必要な研修を受けていただくというのが一つと、あとは、弁護士会にご相談いただければ、裁判員裁判の研修や講習をきちんと受けた弁護士を2人目の弁護人として複数選任の申し出をするという制度が整えられています。ぜひ、弁護士会にご相談してください（問い合わせ先：事務局人権課 TEL. 03-3581-2205）。

前田：最近、東京弁護士会で複数選任の制度が変わったとのことですが、どのように変わったのでしょうか。

山本：今までは自由に裁判員裁判の2人目の弁護人を選ぶことができていたのですが、今後は、裁判員裁判の名簿に登録している人でなければ選任できなくなりました。

前田：どうしてそのような手続に変更したのでしょうか。

山本：裁判員裁判の経験がなく必要な研修を受けていない人が、自分がやりやすい人という視点だけで2人目を選んでしまうと、結局、複数選任しても、両方も裁判員裁判に精通していない状況が起き得て、一番不利益を受けるのは被告人となります。そういったことは会としては望ましくないというように考えて改定をしました。

神山：齊藤さん、裁判所から見て、今、弁護士会でやっている研修の成果はどのような評価なのでしょう。

齊藤：研修や反省会、意見交換会等に参加していただいて、多くの方が最新の裁判員裁判の経験に触れていらっしゃるということは、とても貴重な点ではないかと思います。公判前整理や公判を円滑に進行させるには、大いに役立っていると思います。

先ほど山本さんに言っていた複数選任の2人目の選任に弁護士会に参与していただくというところも、その結果、経験が少ない方同士がペアになっ

第二東京弁護士会
神山 啓史 弁護士



てしまうことがほとんどなくなりましたので、裁判所としても歓迎しております。

公判前整理手続

前田：では、公判前整理手続についてお伺いしたいと思います。簡単に流れを説明しますと、東京ではほとんどの場合、検察官が起訴後2週間以内に証明予定事実記載書の提出・証拠請求がなされています。そして、その前後に、第1回期日の打ち合わせがあり、その後、類型証拠開示請求、証拠意見、予定主張、主張関連証拠開示請求などを行い、期日の仮予約という流れになるかと思えます。

ところで、第1回の打ち合わせは、大体、いつ頃行われるものなのでしょうか。

齊藤：大体、起訴後1週間前後で行っている部が多いのではないのでしょうか。

前田：ここでは、何をするのでですか。

齊藤：部によりますが、私のところでは、まずは当事者の顔合わせをします。特に弁護人の方は初めて一緒にお仕事する方も多いものですから。それから、検察官には追起訴の見込み、証拠開示の予定などについても確認をしています。

最近では、多くの検察官が、「柔軟に任意開示します。何か開示してほしい点があれば教えてください」とお話しになりますので、弁護人から「○○の点を争うことを考えているので、類型証拠、主張関連証拠を問わず手厚く開示してもらいたい」というような要望が述べられることもあります。

あと、この段階で、検察官、弁護人から進行について要望があれば、それもお聞きすることになっています。

神山：68期から研修所で配られる刑裁の教材として、以前使用されていた『刑事第一審公判手続の概要(解説)』は、もうなくなりました。『プラクティス刑事裁判』(法曹会)という裁判員裁判を前提とした

ものになりました。

そこには、主体的に公判前に取り組む弁護士像が描かれています。つまり、裁判所から言われたので何々をするとか、言われたのでいつまでにやるとかではなくて、事件を受けて起訴されたときに検察官と連絡を取り合って、当事者が主体的に進めていくそういう当事者像を描いています。ぜひ、それは、必読文献として読んでいただきたいと思っています。

齊藤：裁判所が一番気にしているのは、ちょっと偉そうな言い方かもしれませんが、お任せしていて大丈夫なのかどうかということです。分からないこととか、まだ経験がそれほどないので裁判所はどういうふうに進めるのか分からないという疑問があれば、遠慮なく訊いていただきたいと思っています。分からないまま準備しても、無駄になってしまいます。裁判所は、決して争うか争わないかとか言質を取ろうとしているわけではなくて、経験のある弁護人が行われているような公判前整理の準備を、ご自分で本当に主体的に取り組もうとしていただいていることさえ分かれば、打ち合わせの目的は、もうそれで達していると考えています。

前田：山本さん、検察官から任意開示されることも多いようですが、それでも証拠開示請求は必要なのですか。

山本：絶対に必要です。最初に検察官から開示される証拠というのは、任意開示分を除けば請求証拠ということで、特に裁判員裁判は重大事件ですから、その背後にかなりの数の証拠が眠っています。それは、もちろん検察官が重要でないと考えた証拠ですけれども、その中には、もちろん弁護人にとって重要だと考えられるような証拠が入っていることもあるし、あるいは、例えば、証人の信用性が問題になり得るかかどうかというのは、過去の調書を見ても分からないところがあるので、必要不可欠なものです。

そして、弁護側としては、先ほど証拠あさりを検

察官側が警戒しているという話もありましたが、それでもできるだけ多数の証拠について、多少は無駄な証拠と思えるような証拠でも、開示を請求するという姿勢が大切だと思います。

神山：特に、供述に頼らないで状況証拠で起訴する事件があるとすると、弁護人は、その初動の捜査のときに現場で何が発見されたかということについて、手掛かりがないわけですね。そうだとすると、発見されたもの全てを見て、例えばAという物が発見されているその証拠評価は、Bという物やCという物があるかないかで変わってくるものですから、一体、現場から何が発見されて、どういうものが発見されていないのかみたいなことの全てが分からないと正確な状況証拠の評価はできません。ですから、それは証拠あさりなどではなく、必要な証拠の開示になるわけです。仮に証拠あさりと検察官が言ったとしても、それは検討するのに必要な証拠だと、弁護人の立場からは、もっと強く言っていると思います。

証拠意見

前田：次は、証拠意見についてです。

A：一般的に目撃者や被害者の調書は、不同意にして、尋問をした方がいいのですか、それともケース・バイ・ケースなのでしょうか。

神山：その証拠に同意をするかどうかというのは、弁護人の立場からすれば、どちらが被告人の利益になるかを考えるわけですね。ただ、従来は、本人が認めているし、特に間違いはないだろうということで、安易に同意をしていた部分があると思うのです。それは、良くないので、よくよく考えてみるべきです。例えば、弁護人に有利な事情があるとすると、むしろ証人に来てもらって、それをリアルに語ってもらった方がいい心証は取れるわけですよ。

それから、まあ、間違いはないと思うけれども、



東京弁護士会
山本 衛 弁護士

例えば被告人が知らないことが書かれてあるとすると、それは、法廷でそれを吟味、検討する機会を持つべきです。

前田：裁判員裁判が始まる前だと、いわゆる自白事件、量刑だけが争点となる事件については、「同意、ただし信用性を争う」と意見を出すこともあったと思います。また、「不同意」と言っても、裁判官に「同意でいいのではないですか」などと促されることもあったのですが、この辺り、意識が変わられたのですか。

齊藤：そうですね、犯情の面で重要な証人の供述調書について、裁判官が弁護人に同意を促すことは、まずないのではないのでしょうか。性犯罪など配慮を要する方は、またちょっと別ですけども、そうでなければ、やはり重要な証人については、きちんと法廷に来て話していただくことを原則と考えていると思います。

神山：今の齊藤さんの言葉を聞くと、もう隔世の感ですね。僕らが弁護士になったときは、不同意などということをおもうものなら、何で同意できないのだということをお延々言われましたが、そういう流れになってきているということをお若い弁護士は大事にしてほしいと思いますね。

だから、安易に同意をしているのではなくて、不同意にして証人を直接調べてみることは、基本であるという意識はどこかで持ってほしいと思います。司法研修所でも、「一部同意」だとか、「同意、ただし信用性を争う」というのは、もうほとんどありません。

齊藤：裁判所として、弁護人にぜひ検討していただきたいのは、証人で来ていただくことはもう前提なのですが、来ていただいて、何をどこまで聞くのかということが腕の見せどころだと思います。調書を丸ごと再現するような尋問をしたら全く意味がないので、その証人から何を引き出して、法廷でどこにポイントを置いて聞くのかということをおぜひ早い段階から考えていただくと、証人になるべき人もおのずと見えてくるで

しょうし、審理の計画も立てやすくなると思います。

山本：争いのない被害者調書を不同意にすると、むしろ不利なのではないかと誰もが思われると思うのですが、経験上、証人として呼んでみると意外と大丈夫というか、そこから取れる情報が有利に作用することの方が多いですね。だから、全然、不同意を恐れることはないというのを身に染みて、今、感じているところです。

神山：ある事件で多くの遺族を全部尋問しましたけど、調書以上になることはないですよ。調書というのは、最大限を取っているというふうに考えればいいと思います。もちろん事前に被害者等に会うことができ、本人の感情を聞いて、これは呼ぶべきではないと思う場合もありますが、安易にというか、一般論として被害者を呼んだら不利になるというのは、大きな勘違いだろうと思います。

期日の仮予約

前田：期日の仮予約についてですが、裁判所は通常、仮予約をされているのでしょうか。

齊藤：これは、どの事件でもやっていると思います。一番の理由は、候補者を選定してから選任の手続に2カ月ほどかかりますので、その間の空転を防ぐためにも、審理予定が立てば早めに仮予約はしていると思います。

前田：期日の変更には柔軟に対応されているのですか。

齊藤：はい。早い段階で仮予約したものについては柔軟に変更したり、期間を短くしたり、長くすることはあまりないかもしれませんが、そういうことも柔軟にやっています。

ただ、7週間前くらいになると候補者の選定から呼出し、辞退申し出に対する判断が行われますので、そこから変更するのは、多くの方のご負担になることは、ぜひ、お考えいただきたいと思っています。

山本：この間、1月に起訴された事件で、公訴事実と争いのない量刑事件で、仮予約が入るのが早くて9月だと言われました。5、6月くらいにやるようなイメージを持っていたのですが、今、東京地裁は混んでいるのですか。

齊藤：部によって抱えている事件が違いますので、その部の事情があると思いますけれども、私の部で最近判決した事件は、起訴から3カ月半で終わっています。夏休みや年度末にかかっているとか、いろんな事情があるのだと思いますけれども、8カ月先というのは、かなり極端な例かなと思います。

公判前整理手続の長期化

前田：今年の1月に、公判前整理が長期化する傾向にあり、最高裁が対策を検討しているという新聞記事が出たようなのですが、神山さんはどうお考えですか。

神山：裁判所や検察官との研究会等をやっていますが、公判前整理が東京でそんなに遅延しているという話は聞きませんがね。

齊藤：施行当初と比べると統計上の数値がだんだん伸びていることは事実です。ただ、事件の中には、追起訴や鑑定などの事情で準備に長期間掛かるというものもありますので、私自身も東京地裁でここ最近、公判の時期が急に遅くなったとは感じていません。私の感覚ですと、公訴事実と争いのない事件であれば、どんなに遅くても6カ月以内に、否認事件でも1年以内に審理ができるようにやっているつもりです。

スケジュール作成(弁論の時間)

前田：スケジュール作成の話になりますが、弁論の時間について、なるべく短い時間でやってほしいと裁判所から言われたということを聞いたことがあります。私の聞いた例では、責任能力に争いがある事件なの

に弁論は20分しか認めないと言われたようです。山本さん、このような話についてはどう思いますか。

山本：時間は、もちろん個別ケースごとなのでしょうが、長く話すべきなのか、短い方がいいのかということは、訴訟戦略の一つですから、裁判所にとやかく言われる問題ではないと考えています。

冒頭陳述は、一般論として最初に事件に関する情報に接するわけだから短い方がいいとか、その程度の一般論はあるけども、個別のケースごとに何が依頼人にとって一番いいのかということをお護人が考えてやるものだと思っています。

前田：弁論時間が短い方がいいという理由として、お護人のお護活動は分かりにくいというところがあるのでしょうか。

齊藤：特に自白事件では、最近、お護人の弁論が分かりやすく、しかも検察官とかみ合うようになってきています。否認事件では、まだ様々なものがありますが、裁判所としては、一律に20分とか30分とか考えているわけではなくて、当然、その事件の争点と調べた証拠の分量に応じた時間かどうかを見ています。決して20分以上は認めないとか、杓子定規に考えているわけではありません。むしろ、余裕を持った時間をもって基本的には、当事者の意見に従っています。

ただ、例えば事実が一つしかなくて、争点も殺意の有無、審理も1日だけなのに、弁論が1時間と言われると、どうしてそんなに時間が必要なのか伺うことはあり得ると思います。

神山：お護人として大事なものは、要するに、何を語るかということで、まず、ケース・セオリーをちゃんと立てることであって、そのために本当に必要だと思うのであれば引き下がる必要は全くないと思います。

ただ、逆に言うと、よく分からないけど、この程度時間を取っておきたいなどというのは避けるべきでしょう。

山本：長い上に分かりにくいというのは最悪ですね。

齊藤：裁判所の立場でお聞きしたいのは、審理計画を立てる段階で、弁論のイメージは、どのくらい作られているものなのですか。

神山：研修では弁論は完全に準備をなさいと言っています。

山本：少なくとも私は実践しています。大体、審理のスケジュールができるのは、公判の1カ月前後ぐらい前だと思いますけど、その時点では、ある程度ものは出来上がっていることが多いです。

齊藤：恐らく、そうした準備をしていただければ、裁判所の考えとお護人の予定する時間が大きく食い違うことはないと思います。

争点整理案

前田：公判前整理手続において、裁判所から争点整理案が配付されることが多いですが、事案なり裁判官によって全然違う書面が配付されるという気がします。

争いのある事件は千差万別だと思いますが、量刑だけが争いになっている事件についても、予定主張で何を書くかにもよってくると思うのですが、単に重要な事実だけ書いてある争点整理案がある一方、評価にまで結構踏み込んだ争点整理案を渡されることもあると聞いています。齊藤さんのところでは、どういう書面をお渡しになっていますか。

齊藤：私の部は、あまり裁判所で紙を作ることはしていません。むしろ、口頭で議論して、そこで確認できたことを調書に残すことが多いです。今、事実と評価というお話もありましたけれども、事案によっては、事実と争いはないが、その点が量刑上重視されるべきか、そうではないのかというところで意見が異なることもあるので、そこまで主張が対立しているというのを整理するという方針の部もあると聞いています。要は、「そこが刑を決めるに当たって重要な点です

ね」ということを当事者が理解して、公判できちんと主張することが重要であって、争点整理案という形にこだわる必要はないと思います。

山本：量刑だけが争いになる事件を念頭に置くと、評価に当たる部分まで整理されると、弁論との境目が本当に分からないようなことにもなりかねません。公判前における争点整理の在り方について、弁護人の対応については、『季刊刑事弁護78号～特集・裁判員裁判を活かす公判前整理手続』（現代人文社）に参考になる論がありますので、会員は読んでいただければと思います。その量刑においてどの要素が重要なのかとか、どれをどう評価するのかという部分については、裁判員のいる場所でわれわれが説得するというのが基本だと思いますから、公判前整理手続の段階で争点整理だということ過度に深く事実の評価まで踏み込むのは、私は反対です。

前田：予定主張をもう少し詳しく書いてほしいとか、評価を記載してほしいと言われることが多いと報告を受けていますが、裁判官の中で勉強会や協議を開いて、統一的な対応をされているのでしょうか。

齊藤：どこまで争点整理に踏み込むべきかということ、裁判所の中でも何度も議論しています。ただ、これは、なかなか一つの方向とか結論が出る話ではなくて、もちろん事件にもよるし、弁護人、検察官の方針にもよるところがあるだろうと思います。

一般的には、弁護人は、評価に当たることまで整理するのは望ましくないとお考えになっていることは、こちらも理解しています。ただ、一方で、単に「事実が同じです」とか「事実が違います」ということを対比しただけだと、結局、どこにポイントを置いて、裁判員に対してどの点を中心として主張されようとしているのかということが、裁判所によく伝わらないのです。弁護人は、この事情とこの事情を特に重視しているということを言うていただくことで、例えば、それに関する証拠をどこまで調べるのかとか、

どのくらい時間を取って証拠調べをすべきなのかが裁判所に伝わることもあります。争点整理案に載せるかどうかはまた別にして、情状でどの点を重視しているのかを裁判所も知りたいと思っているということは、ぜひ認識していただきたいと思います。

また、予定主張という形ではなくて、量刑のグラフを自白事件で使うことが多いと思うのですが、「どんな検索条件を入れる予定ですか」という形で意見交換することもありますね。

量刑検索システム

前田：量刑グラフという言葉がでてきましたが、それを取ることができる量刑検索システムがあります。東京地裁では、裁判所の11階の裁判員係で利用することができます。みなさんは量刑検索システムはどのように利用していますか。

神山：裁判員裁判の捜査・公判を担当している弁護人、裁判員裁判の上訴審を担当している弁護人は量刑検索システムを使えます。私は、起訴されたら、まず量刑グラフを見に行きます。ある程度の量刑の傾向を確かめて、いろいろ証拠開示とか争点が煮詰まってきたときにもう1度量刑グラフを見に行きます。

まずは大枠のグラフを取って、その中で条件を1個1個追加して行って、いくつかの検索条件を追加したもので取ります。様々な検索条件を入れて見て検討して、量刑傾向や重視されている事情を検討しますね。

その中で当該事件のときに基礎にする山がどれで、この事件の犯情からすると真ん中なのか重い方なのか軽い方なのかという分岐点がどこになるのか、態様なのか動機や経緯なのかということを一生涯懸念考えます。

山本：弁論の中であえて複数のグラフを見せたり、山が違っているのはなぜなのかというところを弁論で語ったりとか、そういうことで説得力が増すわけです。

自分が求める刑に対する説得の論拠としてすごく有効に使えると思うんですね。

神山：行為責任の基礎とする考え方というのは、全ての事件で同じだと思うのですよね。だから、従来のように有利な事情は1・2・3・4・5、不利な事情は1・2・3・4・5で、総合するとこういう刑が相当だというのではなく、どんな事件でも行為責任を考えてみて、その中で行為が重い方なのか軽い方なのか、軽い方だとして執行猶予が付くべきなのか、重い方だとするとどれくらいの刑になるかという最終的な求める結論を理由付けられる道筋というものを考えるようになってくると、いわゆる刑事裁判における量刑弁護というのが深まってきます。

量刑グラフの事前開示・利用状況

前田：公判前整理手続で、量刑グラフについて、裁判所から「こういう検索条件のものを裁判員に見せる予定ですよ」というのは教えてもらえるのですか。

齊藤：評議で最終的に使うグラフは、証拠調べと評議の結果によるので、公判前整理手続で、必ずこれを使いますという形では示していません。ただ、争点整理をした結果、この条件とこの条件は入れる予定ですよということは、聞かれれば答えている部が多いと思います。

それから、弁論でグラフが使われる弁護人が増えています。その場合には、どういう条件を入力したものを示す予定だということで、あらかじめ当事者間で連絡を取り合っていたかどうかをお願いすることになっていることが多いです。

山本：そうですね、検察官も確認作業が必要だということで、検察官に知らせることは多いですね。

神山：齊藤さん、検察官の論告での量刑グラフの利用状況はどうか。

齊藤：グラフそのものを示すことは、まだないと思いま

す。ただ、最近、検察官も「こういう点がポイントで、考え得る刑の幅としてはこうなります」、「その中で、この点とこの点を重視しているので重い部類に入ります」というくらいまでは踏み込んで論告でおっしゃっていることが増えてきましたね。検察官なりにグラフを意識して使われているのではないかと思います。

神山：なるほど。ということは、弁護士会としては知っていないといけませんね。

齊藤：そうです。検察官がそう来るのであれば、当然、弁護人としてもそれに乗るのか、違いがあるなら、検察官との相違点をきちんと主張していくことが必要なのではないのでしょうか。

着席位置、服装

前田：では、公判に入っていきたいと思います。被告人の着席位置と当日の服装について教えてください。

山本：裁判員裁判では、裁判所の方から被告人の着席位置について聞かれると思いますけれど、被告人が弁護人席の前ではなく、弁護人の隣に座ることができます。ですから、被告人が弁護人の隣に座るかどうかを裁判所に伝えます。あと、拘束されている被告人の場合は、手錠、腰縄が裁判員の目に触れないようにする措置が可能なので、それも事前に裁判所に伝えます。当日の服装で言うと、最近は、東京拘置所が、ネクタイ風のものや、革靴風のサンダルを貸してくれます。

A：着席位置を弁護人の隣にしたり、被告人を「○○さん」と呼んだりすることで裁判員に被告人が反省してないと受け取られ印象が悪いのではないかという意見を聞きましたがいかがでしょうか。

神山：全く間違っている意見です。罪を犯していれば反省をしてもらうのがいいのですけれども、それは、姿勢だとか、例えば、みすぼらしい格好をしていれば反省しているとか、弁護人の前に座っていれば反

省しているとかではないと思います。刑を受け終われば、われわれの仲間として戻ってくる市民の1人として対応すべきです。

齊藤：私の経験でも、裁判員の方は全く先入観がないので、普通に弁護人の横に座って、同じように審理に臨んでいるということに、全く違和感はないと思います。

山本：裁判官裁判の事件でも、保釈されているときや在宅事件では、ほとんどの場合は隣に座ってもらっています。事前に書記官の方に言えば問題にならないですね。

齊藤：勾留されている被告人は、裁判官裁判だと監護の問題があるので、弁護人の横に座るのはそう簡単には実現しないのですが、保釈されていたり在宅の被告人の場合、私は、弁護人から要望があれば隣に座ってもらっています。

弁護人の態度

齊藤：あと一つだけ申し上げておきたいのは、裁判員の方は、先入観なしによく見ているんですね。だらけた態度とか、集中してない様子とか、そういうことは、弁護人、被告人、検察官を問わず、本当によく見ているので、十分注意して対応された方がいいと思います。

神山：若い弁護士は、裁判員裁判の法廷に1度座ってみるべきですね。すごくよく見えます、当事者が。市民の方に見られているという意識は、常に持つようにした方がいいと思います。

証拠の調べ方

前田：証拠調べについてですが、裁判員裁判では全文朗読ですよ。

齊藤：そうですね。要旨で調べるのは、前科調書とか、

戸籍とか朗読したのでは分からない書類、あと通話記録やメールの類ですね。それはただ読んでも全く意味が分からないものもあるので、重要な部分は読みますが、被告人質問の中でまたその意味を説明してもらおうという調べ方をすることがあります。基本は全文朗読です。

前田：証拠の調べ方についてはどんな工夫をしていますか。

山本：証拠調べ自体もプレゼンテーションの一環と捉えるべきで、例えば、謝罪文など弁護人請求証拠について、ただ朗読するのではなく、パワーポイントを使って着目してほしいところを拡大表示したり、いろいろな工夫をして、その場でその証拠で伝えたいことを裁判員に分かってもらうような工夫をしています。

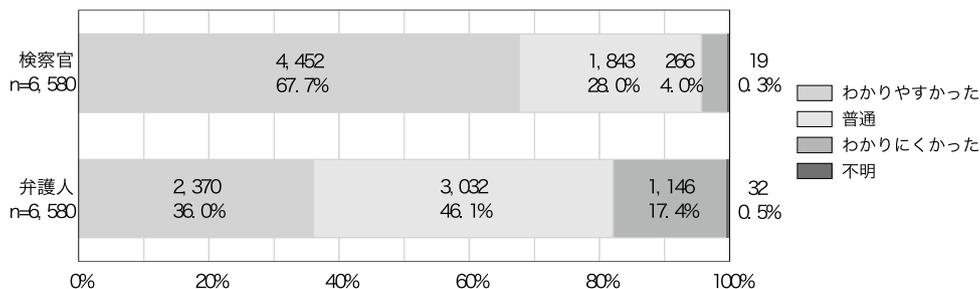
神山：これまでの弁護士というのは、書類をともかく出して裁判官に読んでもらう前提でいましたから、例えば示談書なんかそのまま出しているわけです。

ところが、示談書そのものを出しても、あれを朗読されるというのは、ものすごく分かりにくいですね。それよりは、示談経過報告書という書証にして、何月何日、どこそで誰々と会い、このような提案をしたところ、このような結果になって示談ができました。それで添付の示談書に双方がサインをしましたというような形にして、添付した示談書を見せるといったような形にしておけば、全文朗読して、しかも分かりやすい書証になりますね。

その辺のことは、実は、僕は、ずっと若い弁護士にはそうしろと言っています。裁判官裁判事件だからといって例えば謝罪文を10通も出すよりは、謝罪経過報告書という形にしておいて、代表的な謝罪文の抜粋を載せるとか、いろんな工夫の余地があると思うので、ぜひ、どんどん工夫をして分かりやすい証拠調べはやってほしいと思います。

前田：齊藤さん、分かりやすい証拠調べになってきたなという印象ありますか。

裁判員に対するアンケート結果

「法廷での説明等の
わかりやすさ」

*出典：最高裁判所「裁判員等経験者に対するアンケート調査結果報告書(平成27年度)」

齊藤：そうですね、われわれ裁判官の意識も、公判でポイントについて心証を取るということが、だんだん裁判員裁判の経験を通じて浸透してきているので、裁判官裁判でひたすら書類を積み上げるような立証をされると、何をやっているんだと、とても菌がゆい思いをすることもあります。

弁論メモ、道具

前田：弁論についてですが、弁論メモ自体は、そもそも配付するのか、配付するとして、その時期がいつなのかは、いろいろな考え方があると思うのですが、神山さんはどうされていますか。

神山：僕は、基本的にはパネルを使いますので、見せるパネルと同じ物は配っています。それでもうパネルを出しながら話していますから、当然、パネルを見る人も、手にはパネルと同じ物を持っているという前提でやっています。

ただ、どちらにしても、僕は、配付の中身には、そんなに詳しいものは、あまり書かない主義です。

A：パネルとは何ですか。

前田：弁論の際、必要なことを記載したパネルをイゼルに載せて使うことがあります。他には、ホワイトボードを利用するとか、パワーポイント等でモニターを使うとか、いろいろなやり方があるのですよね。そこには、個性がでると思います。山本さんは、どうしていますか。

山本：僕は、パワーポイントは大体使いますが、紙は、口頭で弁論を行った後に配るというようにしています。口頭で、自分の話しているところを聞いてほしいという思いがあるので、それが一番効果的に伝わるだろうと、今のところは考えています。

1回、事前配付をしたのですが、全然見てもらえなかったし、紙に目を落としてしまうので、あんまり良くないなと思いました。

齊藤：私もいろいろな弁論を見させていただいていますけれども、基本的には、法廷で聞くときも評議でも、何らかのメモはあった方が聞きやすいとおっしゃる方が多いです。決して文章で書いてある必要はなくて、A4かA3の紙でポイントを箇条書きにされているものが多いと思います。

評議では、論告と弁論のメモをそのまま使いますので、議論をするときに重要な項目、検察官の論告と違っているところがどこなのかきちんと分かるようなメモを作っていたかと重宝します。

A：今の話に関連して「何か道具を使いますか」という連絡が来た際、どういう選択肢があって、どれを選ぶのがベストなのか分からないのですが、どういうものが使えるのでしょうか。

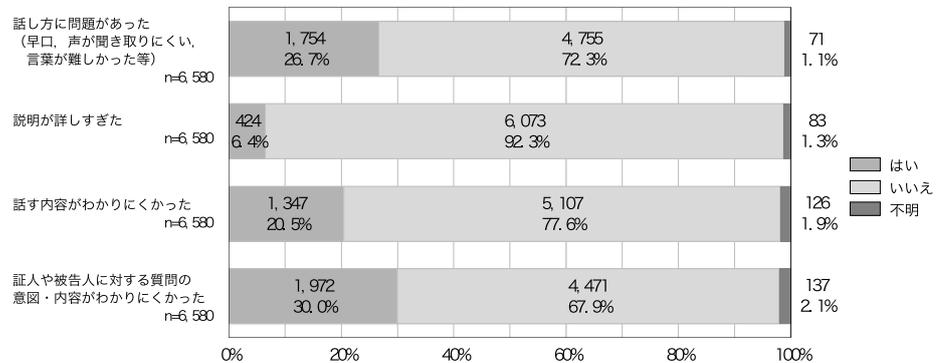
神山：どれがいいというよりも、自分のこの事件のこの弁論のときにどれが一番説得力があるか、訴えやすいかということだと思います。だから、それは事件によると思いますね。常に何がいいというふうに考えてしまうと、また変なマニュアル主義に陥ってしまうので、一番いいものは何かを考えることが大切です。

だから、配付資料も「配付資料を配った上で聞かした方がこれはいいんだ」と思えば、そうすればいいわけですし、まずは自分の話を聞いてもらう方が説得できると思えば、そうすればいいわけです。いろんな選択肢があることは研修で勉強して、その中のどれを選ぶかは、自分が一番やりやすい、あるいは一番訴える力が強いものを選ぶことになります。

裁判員アンケート

前田：公判での弁論活動について、裁判員・補充裁判員が審理後に作成するアンケート(裁判員アンケート)で、弁護士の活動が分かりにくいということは、裁判員が始まった当初からずっと言われ続けているところですよ。神山さん、この点についてはどうでしょうか。

裁判員に対するアンケート結果 「弁護人の法廷活動に対して 感じられた印象」



*出典：最高裁判所「裁判員等経験者に対するアンケート調査結果報告書(平成27年度)」

神山：責任を感じています。日弁連でも一生懸命研修をしてきているつもりなのですが、なかなか行き渡っていないということで、非常に忸怩たる思いがあります。どこが悪いのかということの分析をきちんとして、その結果を踏まえた研修をしていかなければなりません。

法廷弁護技術の研修はもちろん大事ですが、ケース・セオリーをどう立てていくか、尋問における獲得目標をどう考えるかという研修もこれから必要になってくると思っています。

齊藤：分かりにくいものがあることは間違いないですね。アンケートをご覧いただくときに注目してもらいたいのは、審理の内容は分かりやすいのに、弁護人の活動が分かりにくいという場合は、よく原因を考えていただくと思います。

山本：なるほど、なるほど。

齊藤：元々難しい事件はあるので、それに伴って弁護人が言っていることも分かりづらかったというのは仕方ないと思うのです。全体としてきちんと整理されて審理も分かりやすかったのに、どうして弁護人は、あんなに分かりにくくやったのだらうと、そういうときは、考えていただくと思います。

神山：弁護人の声が小さいというのは、何で気が付かないのかよく分からないですね。あれは、夢中になっているからなのか。

前田：緊張しているというのが一番大きいと思うのですよね。裁判員に配慮ができてないのかな、と思います。

神山：それこそ複数選任で2人いるわけですよね。一方が注意をすればいいのではないかと思います。

山本：それが本来の姿ですよね。

神山：尋問意図の分かりにくさというのは、なかなか根深いものがあって、そう簡単には言えません。ただ、ケース・セオリーがしっかりしていれば、おのずと分かりやすくなるはずだし、最後の弁論でおのずと種

明かしはされていくはずなので、やはりケース・セオリーをきちんと確立しているかどうかということに尽きるように僕は思いますけどね。

齊藤：よく弁護人の立場としては通らない主張もせざるを得ないときがあって、という話を聞くのですが、今言われたのは、本当にそのとおりで、ケース・セオリーがきちんとしていて、冒頭陳述、証拠調べ、弁論が一貫していれば、裁判員は、理解されるのですね。こういう主張は、弁護人の立場ではしますよねと。結論としては通らなかった場合でも、理解はきちんとされると思います。

前田：アンケートは、東京弁護士会では、事件を担当した主任弁護人が東京弁護士会の会員であれば、東京地裁から受け取ったときに、その会員に「アンケートが届いています」とお知らせしていますので、必ず見ていただければと思います。

神山：アンケートで非常に悪い評価を受けている事件、例えば全滅しているのがありますよね。その場合、当該弁護人に対して何か事情を聞いたりはするのですか。

山本：現時点ではしていません。しかし、必要だと思っています。また、正直なところ、「遅刻していた」、「寝ていた」などの記載がある場合には、弁護人の弁護活動以前の問題があると思うことがあります。そのような場合には、そのような弁護人について裁判員名簿への掲載を続けることが本当に適切なのかというのは疑問がありますが、まだ、そこまでの議論にはなってはいませんね。

前田：第二東京弁護士会は、どうでしょうか。

神山：第二東京弁護士会も、検討中です。名簿の更新についてちゃんとした研修をしていく必要もあります。司法制度がどんどん変化していく中で弁護人は対応をしていかなければなりません。研修のほか、アンケートも名簿を更新する際に一つの考慮要素になるのではないのかなという議論は今、始まっていると言った方がいいのかな。

山本：そうですね。更新に当たっては、東京弁護士会では、3年に1度、講義を受講することが義務付けられてはいますが、ただ、講義を聴けばいいだけなのかということもあります。

齊藤：アンケートは、本当に期待の裏返しなので、裁判員の方たちは、弁護人は、もっと頑張ってもらいたいと思っています。

反省会

前田：判決の後、裁判所・検察官・弁護人でやる反省会についてお聞きします。東京ではほとんどの場合実施されているようです。実際にはどんなふうに行われていますか。

齊藤：一方的に裁判所が感想を伝えるのではなくて、むしろ、質問の機会として使ってほしいです。「こういう工夫してみたんだけど、どんなふうを受け止められましたか」、「もうちょっと伝わりやすくするには、どの辺を工夫したらいいですか」と、そういうことを聞いていただくと、こちらもやりがいがあるので、質問や裁判所に対して意見や要望を言う機会として使ってもらえるといいかなと思います。

神山：われわれがやったことが裁判員にどう受け取られたのかを裁判員に直には聞けませんので、裁判所を通じて聞くのは非常に勉強になりますね。「これは、ちょっと分からなかったんだ」とか、「ここは、こうだったんだ」ということが、そういうことを聞くことによって次につながっていきますから、非常に大事な機会だと思います。

山本：もちろん、評議の秘密に当たることは聞けませんが、「この質問が分かりにくかった」など、細かいところも聞けたりするので、参考になります。

齊藤：アンケートで、「分かりづらい」と言われている場合は、どこが分からなかったのか、どうしたらいいのかということを知りたいです。

前田：刑事弁護委員会と裁判員センターの活動の一環で、オブザーバーとして、反省会を傍聴できることがあります。行くと他の人は「そんなことしてるんだ」と、いろんな意味で参考になることも多いので、機会があればぜひ行っていただきたいと思います。

模擬評議

前田：東京三会で模擬評議が3年前から始まっていますが、神山さん、この模擬評議というのは、弁護士会の研修としては画期的ですよ。

神山：模擬評議を始めて今年で4年目になりますけれども、非常に良かったと思います。行為責任の基礎とした量刑と言われても、弁護人自身が、そのイメージが持てないと効果的な弁論ができませんが、どんな評議の進め方になっているのかを知ることによって、そのイメージを持って、より効果的な弁論ができるようになります。裁判所、検察庁が協力してくれましたので、非常にいい研修になっていると思います。

ただ、もっと多くの人に見てほしいです。いつも見に来る人は見に来るし、見に来ない人は見に来ないということになっているのが残念です。模擬評議の内容はDVDにちゃんと取ってありますし、いろいろなところで研修としてもっと活用してもらえればと思います。

弁護士会としての希望は、裁判所との間でこれを広げていって、今度は少し事実と争いがある事件を入れていきたいと考えていますけれども、今後の課題だと思います。

前田：裁判所としては、この模擬評議についてはどのようにお考えですか。

齊藤：それぞれの裁判官のやり方でやっていますので、3例ともいろんな評議を見ていただいていると思います。共通しているのは、神山さんが言われた行為責任の説明を裁判所がして、それに位置付けて当事者



が主張する事情をきちんと議論していることはご理解いただけると思っています。

公判前整理手続や公判で、評議がどんなふうに行われるのかをイメージしていただくことで、主張が組み合ってきたといいますか、議論がしやすくなりました。裁判官から、「そういう主張しても、評議でどんなふうに取り上げるのですか」と聞くと、弁護人が、「責任非難が減少するという切り口で主張します」とか、「もう1回仕切り直しして考えてみます」というような議論ができるようになってきたので、効果が上がっていると思います。

4 裁判員裁判導入後の弁護活動の変化

前田：裁判員裁判が始まり、時間も経ちましたが、弁護活動は変わりつつありますか。

齊藤：かなり変わったと思います。特に自白事件について言うと、相当情報が集積されてきて、行為責任を踏まえて、どのくらいの悪さの事件なのかということターゲットにして弁論を組み立てられています。それは、検察官の論告とも組み合っていて、評議に役立つと感じています。

徐々にかもしれませんが、大いに変わってきていますし、研修をしている効果は上がっていると感じています。

5 最後に

前田：最後に一言ずついただきたいと思います。

山本：裁判員裁判の弁護は、その場勝負なんですよ。それが、僕自身は、誤解を恐れずに言えばたまらなく楽しいですね。「この裁判をやるために弁護士をやっている」と言っても過言ではないくらい僕は裁判員裁判が好きだし、力を入れてやっています。やはり自分の言葉で目の前にいる相手を説得するっていう

ことが、すごくやりがいがあります。しかも、証人尋問とか被告人質問とか集中的にたくさん行われるわけで、本当に法廷が生きている感覚があって、それをやるのは、僕自身は、すごく好きです。

神山：大学の法学部に入って刑訴を習ったときに、当然、今の裁判員裁判のようなことをやると思っていました。でも、僕が実際に弁護士になると、全く違う裁判をやらされていました。そういうことから考えると、本当にいい時代になったなと思います。まさに集中審理で、書面を書くのではなくて、口頭で弁論をし、尋問をします。その中で心証を取ってもらって判断をしてもらえる、非常にやりがいがあると思います。

一番いいのは、僕はアンケートだと思うのです。自分の力量を市民が判断すると。これは、チャンスだと思うんですね。これをつらいと思うとつらいんだけど、自分の力量を市民から判断してもらえる。そこは「じゃあ、力量を上げよう」、「ぜひ、市民をうならせてやろう」と思って取り組むとやりがいがあります。そういう意味においては市民のアンケートをもらえるというのは、非常にいいなと思っています。

齊藤：裁判員の方は、本当に短期間のうちにのめり込んで参加してくれます。「本当に充実した時間だった」とほとんどの方がおっしゃっていて、当然、そうしてもらうためには準備もしなければならないし、われわれ自身も工夫しなければならないですけど、毎回、そういう感想に接することができるのが、裁判官としてもやりがいにつながっています。

私自身は、多くの刑事裁判をこれから裁判員裁判のように運用していきたいなという思いが、どんどん強くなっているという感じです。

前田：みなさま、今日は長時間、本当にありがとうございました。

(構成：難波 知子)

裁判員裁判の流れと注意点

会員 永里 桂太郎 (66期)

1 序

裁判員裁判をはじめ担当する時には、誰もが普通の刑事裁判との違いに驚き、不安になる。本記事では、はじめて裁判員裁判を担当する方でも、その流れをイメージできるよう、各手続きを概観し、各手続きで注意すべき点をまとめたいと思う。

2 捜査段階

裁判員裁判対象事件であっても、捜査弁護として行わなくてはならないことは、通常の事件と大差はない。2点だけ注意が必要である。

まず、裁判員裁判対象事件のうち、法定刑が死刑または無期の懲役若しくは禁錮にあたる事件については、特に必要と認められるときは、2人目の国選弁護人が捜査段階から認められる(刑訴37条の5)。捜査段階の早い時期から2人目の弁護人が選任されることはメリットが大きい。なるべく早い時期に2人目の選任を求めるべきである。なお、東京弁護士会では平成28年3月から複数選任のルールが変更され、2人目の候補者も裁判員裁判弁護人名簿に登録されている者から選ぶことが必要となった。注意していただきたい。

次に、裁判員裁判対象事件における取調べは、警察・検察を問わず、その大部分が録音・録画されるようになっている(可視化されていない場合には、直ちに申入れを行うべきである)。取調べの可視化は自白の任意性の検証が可能になるなど弁護人にとってメリットは大きい。署名押印拒否戦術が無効となること、被疑者の不合理な供述や弁解がそのまま記録されること等注意すべき点も多い。

3 公判前整理手続き

裁判員裁判対象事件については、公判前整理手続きは必要である(裁判員法49条)。

公判前整理手続きは、大まかに、検察官の証明予定事実の明示、検察官の証拠請求、類型証拠開示請求、弁護人の予定主張の明示、弁護人の証拠請求という順番で進められていく。

詳しくは専門の書籍を参照していただきたいが、いずれにしても、弁護人としてのケース・セオリーを構築することを目的とし、戦略を持って臨むことが必要である。

4 選定・選任手続き

裁判所は、第1回の公判期日が定まった場合には、呼び出すべき裁判員候補者の員数を定め、裁判員候補者名簿の中から呼び出すべき候補者をくじで選定する(裁判員法26条)。弁護人には、裁判員等選任手続きの2日前までに裁判員候補者の氏名が送付されるため(同31条)、候補者に事件関係者が含まれていないかチェックする必要がある。

裁判員等選任手続きには、弁護人は必ず出席しなくてはならない(同32条1項)。裁判員等選任手続きにおいては、まず、裁判員候補者が不適合事由等に該当しないかの判断のために必要な質問を行う質問手続きが行われる(同34条1項)。質問手続きでは、裁判員候補者全体に対して質問がなされ、その上で、さらに質問すべき者がいるときには個別に質問されることが多い。

その後、弁護人及び検察官は、不適合事由等に該当する裁判員に対して不選任の請求を行うことができ(同34条4項。いわゆる「理由あり不選任」)。

また、補充裁判員の員数に応じた所定の員数について理由を付さない不選任の請求をすることができる(同法36条1項, 2項。いわゆる「理由なし不選任」)。弁護人としては、当日閲覧できる裁判員候補者の質問票を検討するとともに、不選任決定に先立って裁判員候補者の前で挨拶をする機会があるので、その際に裁判員候補者の様子を見て、不選任の請求をする裁判員候補者を決定しよう。

その後、残った候補者の中から、くじで裁判員及び補充裁判員が選任される。選任された裁判員、補充裁判員については、裁判長から裁判員等の権限・義務について説明された後に(同39条1項)、裁判員、補充裁判員が宣誓をすることになる(同39条2項)。裁判長の説明は、公判の中で引用することが必要な

場合もあるので、その内容をよく確認しておくことが必要である。

5 公判手続き

公判においては、裁判員にも分かりやすい公判手続きを心がけるべきである。いかに裁判員を説得するか、弁護人の力量が問われるところであり、常に技術向上に努めたい。

東京弁護士会では、年に複数回、裁判員裁判に対応するための実践型の法廷弁護研修を行っている。ぜひ何度も積極的に受講し、技術の向上に努めていただきたい。

東弁のほん —新刊のご案内—

『弁護士会照会制度〔第5版〕—活用マニュアルと事例集—』

編著：東京弁護士会調査室 発行：商事法務 定価：本体3,800円（税別）
体裁：A5判 323頁 CD-ROM付

弁護士法第23条の2に基づく照会を行う際の注意点、事例、判例等をまとめた『弁護士会照会制度〔第5版〕』が発刊されました。

第4版以降の照会先の対応の変化を踏まえ、照会先からの具体的な要望や照会回答の実情等についても最新の情報を織り込み、より実務に活かせる内容となっております。また最新の定型書式を収録したCD-ROMも付帯しました。

弁護士会館地下1階ブックセンター・東京地方裁判所合同庁舎内の至誠堂の他、商事法務の出版書籍を取り扱う書店にて販売中です。



〈目次〉
第1部 弁護士会照会制度の概要
第2部 事例集
第3部 資料集
付録 (CD-ROM) 弁護士会照会書式、弁護士会照会の書き方、書式(テンプレート)一覧

*問い合わせ先：会員課 照会担当 TEL.03-3581-0801